

令和3年4月26日

保護者様

山陽小野田市立小野田中学校
校長 和田敏明

市内小・中学校の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

文部科学省は、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』において、地域の感染レベルを3段階に分けて感染症予防の対応を示しています。

この度、山口県教育委員会では、地域の感染状況をみて、令和3年4月26日から感染レベルを2に引き上げる判断をしました。令和3年1月21日に続き、2回目となります。

学校では、これまでも感染防止対策の取組を行っておりますが、更なる対応が必要になりましたので、市教育委員会とも協議の上、衛生管理マニュアルに基づき、下記の対応をさせていただきます。

感染防止に向けて、皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 学校生活

(1) 登校について

- 登校前に、これまで通り検温等を行い、必ず健康観察記録表にご記入ください。また、同居のご家族に風邪症状が見られるときは、その他の欄に記入をお願いします。
- お子様に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養させてください。同居のご家族に風邪症状が見られるときにもできるだけ登校を控えてください。(いずれも欠席扱いとせず、出席停止とします)

(2) 授業について

- 感染症を予防するため、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして慎重に実施していきます。
- 生徒同士が物の貸し借りをしないようにします。
- 体育の授業においてマスクの着用は必要ないと言われてはいますが、生徒の間隔を十分に確保するようにしていきます。

(3) 部活動について

- 地域の感染状況をみながら可能な限り感染症対策を行った上で、実施を検討していきます。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っで発声したりする活動の実施は特に慎重に検討します。
- 対外試合(練習試合を含む)は、地域の状況を勘案した上で検討します。

2 県外への移動

- 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置対象区域への移動については、やむを得ないものを除きできるだけ控えてください。その他県外への移動についても慎重にご判断ください。
- 県外に移動されたときは、帰県後2週間は検温等体調管理をお願いします。また、体調が優れないときは登校を控えるようご配慮ください。